

令和3年(ネ)第247号「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求控訴事件

控訴人ら (第1審原告ら) 今野秀則ほか

被控訴人ら (第1審被告ら) 国, 東京電力ホールディングス株式会社

控訴答弁書

(第1審被告東京電力の控訴理由に対して)

2022 (令和4) 年6月30日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

第1審原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明 代

弁護士 小 野 寺 利 孝 代

弁護士 大 塚 正 之 代

弁護士 原 和 良 代

弁護士 嶋 田 久 夫 代

弁護士 山 田 勝 彦 代

弁護士 白 井 剣

目 次

一	控訴の趣旨に対する答弁	4
二	控訴理由書に対する反論	4
第1	第1 審被告東京電力の控訴理由の概要	4
1	第1 審被告東京電力の控訴理由の構成	4
2	1 4 5 0 万円を上回る点について	4
3	原判決認定の慰謝料額	5
4	その他の点	5
5	本書面の趣旨	5
第2	第1 審被告東京電力は控訴を撤回すべきである	5
第3	原判決が、「飛躍した論理に依拠して」慰謝料算定を行ったとの控訴理由 について	8
1	第1 審被告東京電力の控訴理由	8
2	第1 審被告東京電力による原判決の理解不足	8
3	第1 審被告東京電力が慰謝料額算定の考慮事情について、個別原告の事情 に固執する誤り	10
4	第1 審被告東京電力が主張する個別の事情についての理解の誤り	11
第4	平穏な生活が回復されないという前提に関して	27
1	原判決の判示内容	27
2	第1 審被告東電の控訴理由の要旨について	27
3	第1 審原告らの主張	29
第5	第1 審被告東京電力の第5（「津島地区への帰還が社会通念上困難となっ たこと」による原告らの精神的損害が「後遺障害等級第7級」を上回るとい う原判決の判断は、裁判所の裁量の範囲を逸脱している）に対する反論 ..	34
1	第1 審被告東京電力の主張	34
2	第1 審原告らの反論	35

第 6	第 6（中間指針等を踏まえた東京電力による賠償実態を正当に評価・考慮した場合の慰謝料額）及び第 9（弁済の抗弁）に対する反論.....	37
1	第 1 審被告東京電力の主張.....	37
2	第 1 審原告らの反論（控訴理由書の第 6， 9 について）	38
第 7	第 7 被ばく不安について実質的に 3 0 万円の慰謝料を認めた誤り	39
第 8	第 8（これまでの裁判実務における慰謝料水準に照らして，1450 万円の慰謝料額は十分過ぎる額である）に対する反論	40
1	第 1 審被告東京電力の主張.....	40
2	第 1 審原告らの反論.....	41
第 9	第 1 審被告東京電力が「3 名の原告について生活の本拠が津島地区にあった」という認定が誤っているとの主張について	44
1	第 1 審被告東京電力の主張.....	44
2	原審の判断は正しい.....	44
第 1 0	結語	44

一 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 第1審被告東京電力の控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は第1審被告東京電力の負担とする
- との判決を求める。

二 控訴理由書に対する反論

第1 第1審被告東京電力の控訴理由の概要

1 第1審被告東京電力の控訴理由の構成

第1審被告東京電力の控訴理由書は、第1部として原判決の概要を2頁半に簡略にまとめ、次に第2部として、「原判決の誤りについて」とし、第3部として結語としてわずか3行で棄却すべきだとのみ記載している。したがって、実質は第2部が第1審被告東京電力の主張ということになる。

そこで、第2部についてみると、第1審被告東京電力は、最初に第1として、控訴理由の要旨及び構成として次のように述べている。

2 1450万円を上回る点について

第1審被告東京電力は、1450万円を上回るという原判決の判断は、

- ① 飛躍した整理に依拠して当該原告に当てはまらない事情を慰謝料算定で考慮した点（第2）
- ② 平穏な生活は回復されないという重大かつ謝った前提で慰謝料を算定した点（第3）
- ③ 一部の第1審原告らに関して、早期に避難生活を終えて平穏な生活を回復したという考慮すべき事情を意図的に考慮せずに慰謝料を選定した点（第4）のいずれの点からも、裁判所の裁量権の範囲を逸脱しており、破棄を免れない。

3 原判決認定の慰謝料額

更に、第1審被告東京電力は、原判決認定の慰謝料額は、

- a 津島地区への帰還が社会通念上困難となったことによる津島居住原告らの精神的苦痛は、後遺障害等級第7級より大きいという社会通念から解離した判断をした点（第5）
- b 中間指針等を踏まえた東京電力の賠償の実態を正當に評価せずに算定した点（第6）
- c 被ばく不安について謝った前提に基づき評価した点（第7）
- d 裁判例における従来の慰謝料の水準と解離している点（第8）

以上のいずれの点からも裁判所の裁量の範囲を逸脱しており、正當に評価すれば全額支払い済みである。

4 その他の点

更に第1審被告東京電力は、弁済の抗弁に関する原判決の誤り（第9）及び3名の第1審原告について津島地区に居住していたと認定した原判決の誤り（第10）を主張した。

5 本書面の趣旨

そこで、本書面はこれらの第1審被告東京電力の控訴理由につき、以下において、それぞれ反論する。

第2 第1審被告東京電力は控訴を撤回すべきである

第1審被告東京電力は、最高裁判所で損害賠償が確定したことを受けて、福島原発避難者訴訟第一陣原告団に以下のような謝罪文を、小早川智明社長名で発表し、福島復興本社代表の高原一嘉氏が、原告団代表に対し、直接謝罪文を読み上げ交付している。

[謝罪文全文]

2022年6月5日

福島原発避難者訴訟第一陣原告団の皆さま

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川智明

原告の皆さまに対する謝罪について

当社の起こした事故により、皆さまのかけがえのない生活やふるさとにとっても大きな損害を与えたことにより、皆さまの人生を狂わせ、心身ともに取り返しのつかない被害を及ぼすなど、様々な影響をもたらしたことに對し、心から謝罪いたします。誠に申し訳ございません。

当社事故の避難指示により、着の身着のまま、状況も不透明な中で緊急的に避難されたことや、慣れない土地での生活に対する大変なご苦勞をおかけし、いつふるさとに戻ることが出来るのかといったご不安など大変な苦悩を抱えられたこと、また、いまだ当社事故による爪跡は大きく、11年の歳月が経過しても、まちの風景や情景が元に戻っていないことなど、事故による被害の甚大さについて、事故の当事者として、その責任を痛切に感じております。

当社は、あのような大きな事故を防げなかったことについて、深く反省しております。そして、社員に対して事故の反省と教訓を伝える研修などにより、事故の事実と向き合い、福島への責任を果たす覚悟と安全に関する意識の改革について、世代を超えて引き継ぎ、人が変わっても、これを企業文化として根付かせるべく取り組みを進めております。

また、一人でも多くの方にご帰還いただくことができるよう、福島の復興に向けた取り組みに注力することこそが、事故の当事者である当社が果たすべき「福島への責任」であると考えております。当社は、引き続き、地域の皆さまとよくご相談させていただきながら、帰還および地域の復興に向けた活動を進めてまいります。

今後、特定復興再生拠点の避難指示解除など、復興のステージが進み、避難されていた方々のご帰還、なりわいや地域コミュニティの再建・再生が進んでいくことに応じ、当社に求められる役割も変わっていくものと考えており、地域の皆さまからのご要望をつぶさにとらえ、当社で何ができるかを常に見ながら、一人でも多くの方々のお役に立てることを実施すべく、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

当社にとって、「福島への責任の貫徹」が最大の使命であり、その責任を果たすために存続を許された会社であることを社員全員が改めて肝に銘じ、福島復興本社代表の高原とともに、主体性を持って全力で取り組んでまいります。

以上

本件訴訟、とりわけこれから審理が始まる仙台高等裁判所での審理は、「当社の起こした事故により、皆さまのかけがえのない生活やふるさとにとっても大きな損害を与えたことにより、皆さまの人生を狂わせ、心身ともに取り返しのつかない被害を及ぼすなど、様々な影響をもたらしたこと」に対する賠償責任が問われているのであり、「避難指示により、着の身着のまま、状況も不透明な中で緊急的に避難されたことや、慣れない土地での生活に対する大変なご苦勞をおかけし、いつふるさとに戻ることが出来るのかといったご不安など大変な苦悩を抱えられたこと、また、いまだ当社事故による爪跡は大きく、11年の歳月が経過しても、まちの風景や情景が元に戻っていないこと」に対する加害者としての真摯な反省が求められており、第1審被告東京電力には、「事故の事実と向き合い、福島への責任を果たす覚悟と安全に関する意識の改革について、世代を超えて引き継ぎ、人が変わっても、これを企業文化として根付かせる」立場で、被害に向き合うことである。

この点で、第1審被告東京電力の提出した令和4年3月31日付の控訴理由は、上記の被告代表者の謝罪文の精神とは全く逆行する姿勢としかいいよう

がない。

第1審被告東京電力は、上記謝罪文と本件の控訴理由書に齟齬はないと考えるのであろうか。国民の安全安心な生活と雇用や経済を守る社会的責任を有する大企業であり公器である企業が、このような国民・市民を見下した「二枚舌」を弄し、被害者らを苦しめ続けることに、良心の呵責は感じないのであろうか。これが、謝罪文にうたう第1審被告東京電力の「企業文化」なのであろうか。

以上のことから第1審原告らは、口頭弁論期日までに、上記控訴理由書の撤回を強く求めるものである。

第3 原判決が、「飛躍した論理に依拠して」慰謝料算定を行ったとの控訴理由について

1 第1審被告東京電力の控訴理由

第1審被告東京電力は、原判決が、第1審原告らの精神的苦痛について、第1審被告東京電力が慰謝料名目で支払済みの1450万円を上回る判断をした点について、飛躍した論理に依拠して当該原告らに当てはまらない事情を慰謝料算定で考慮した点に誤りがあったと主張する。

しかし第1審被告東京電力の主張は原判決の理解を誤っているものであり、かつその反論も後述するとおり、論拠とならないことから、第1審被告東京電力の控訴理由は、理由がなく、棄却されるべきものである。

2 第1審被告東京電力による原判決の理解不足

(1) 第1審被告東京電力が主張する原判決の誤り

第1審被告東京電力は、原判決が「『本件事故当時に浪江地区に居住していたという事情』をもって、類型的に、原判決が挙げた各考慮事由（原判決158～166頁）に該当する事情が発生している」とし、「各考慮要素における代表的な事業を適示したにすぎず、これらの個別事業が、その適示された原告

個人にのみ当てはまるというわけではない。いずれも『津島地区という一つの共同体の構成員』であり、各津島居住原告の被った精神的苦痛は、多かれ少なかれ、上記に指摘した要素を含むものといえる。」と説示している（原判決190頁）（協調は東京電力代理人による。）。

その上で、

「（a）本件事故時に津島地区に居住しており避難指示等により避難を余儀なくされたことを超えて、津島地区が「一つの共同体」であり、原告らが「共同体の構成員」であったという原判決の認定・評価にはそもそも何らの合理的な根拠がない上に、

（b）「一つの共同体の構成員」であるからその全員が多かれ少なかれ原判決が摘示した要素を含む精神的苦痛を被ったという論理は余りに飛躍していて不合理である」、

として「このように、原判決は、『津島地区という一つの共同体の構成員』であるということだけから、一部の原告についての事情のみを認定し、当該事情がその他の原告らに当てはまることを全く認定せず、その他の原告らには当てはまらない事情までも、「多かれ少なかれ」当てはまると述べて慰謝料を算定しており、論理飛躍がある。」と主張する。

（2）原判決の判示内容

第1審被告東京電力は、原判決が「津島地区という一つの共同体」という評価は、何らの合理的な根拠もないと主張し、あたかも原判決が「共同体」という実態を認定した上で、そのみを根拠としているかのように主張しているが、原判決は、第1審被告東京電力の精神的損害は、第1審原告らの個別事情に基づいてそれぞれについて算定すべきとする主張に対して、次のように判示している。

「確かに、本件事故により原告各人に生じた事情は様々ではあるが、人と人が

強くつながり、自然豊かな津島の地を生活の本拠としていたところ、本件事故によりその生活を突如として奪われ、現在に至ってもそうした津島での生活に戻ることができない状況が続いているという、慰謝料算定の根幹となる事情については、津島居住原告全員に共通して認められるとことであり、津島居住原告に生じた精神的苦痛が、多かれ少なかれ前記各慰謝料の考慮事由に指摘した要素を含むことも前記のとおりである。そうすると、津島居住原告の被った精神的苦痛の大きさは、基本的に甲乙つけがたいものと認めるのが、公平の観点からも相当なものといえる。」

つまり、原判決が慰謝料算定の考慮要素の根幹としたものは、「人と人が強くつながり、自然豊かな津島の地を生活の本拠としていたところ、本件事故によりその生活を突如として奪われ、現在に至ってもそうした津島での生活に戻ることができない状況が続いている」ということであり、それ自体、「共同体」と評価しようが共通の被害と評価しようが、全ての原告らに共通する事情であることに変わりはない。

したがって、第1審被告東京電力の主張は、原判決を不正確に理解したものであり、原判決に対する批判足りえない。

なお、第1審原告らは、第1審原告らが被った精神的苦痛は、（i）避難先における避難慰謝料（但し、避難していたといえない者は請求していない）、（ii）被ばく不安慰謝料（2011年3月11日から15日の間に津島地区で被ばくしていない者は請求していない）、（iii）予備的請求としての「ふるさとなく奪」による精神的慰謝料であるが、原判決が、これらを包括一律に評価した点については、認められないものであり、この点は第1審原告らの控訴理由において詳述したものである。

3 第1審被告東京電力が慰謝料額算定の考慮事情について、個別原告の事情に

固執する誤り

第1審被告東京電力は、「原判決が慰謝料額算定の考慮要素として認定した事情は、一部の原告には当てはまることがあるとしても、その他の多くの原告には当てはまらない。」と主張する。

この点、上述した最高裁平成9年5月27日判決の最高裁判例解説は、名誉棄損事件に関してではあるが、次のように指摘する（最高裁判例解説民事篇平成9年度（中）638頁 近藤崇晴著）。

「より根本的には、原判決は、名誉棄損訴訟における「精神的苦痛」の意味合いを全く理解していない。この言葉が、日常的で使用される場合のように、ある人が主観的に味わう苦痛であるとするならば、このような主観を持たない幼児や精神障害者については慰謝料が認められないこととなるが、判例はこのような者についても慰謝料を認めるのが通例である。また、感情を持たない法人であっても、名誉権侵害による無形損害については民法710条が適用されるとした先例（貴庁昭和34年（オ）第901号，同39年1月28日判決。集18巻1号136頁）を見ても、精神的苦痛とは、主観的なものではなく、不法行為に対して損害賠償を認めるべき場合に、その根拠として伝統的に掲げられているに過ぎない。したがって、その内容も、個々人の具体的な事例において細かく検討して決定するというよりも、ある程度定型化されたものとなっていることは周知のとおりである。」（傍線部，強調，引用者）

後述する通り、第1審被告東京電力が指摘する原判決の考慮要素が「その他の多くの原告には当てはまらない。」とする指摘は後述する通り、そもそも誤りであるが、慰謝料の算定根拠をあたかも個別的に判断すべきとする主張自体も誤りである。

4 第1審被告東京電力が主張する個別の事情についての理解の誤り

（1）原発事故前の津島地区の状況に関する主張について

あ 第1審東京電力の主張

第1審被告東京電力は、「本件事故前の津島地区は、継続的かつ急速な人口減少が進んでおり、本件事故前のアンケートでは、津島地区が住みよいと回答した者は役 15%に過ぎず、これに関して住み慣れて愛着があると回答した者は約 20%に過ぎなかったこと」などとして縷々主張するので、この点について個別に反論をする。

い 原発事故前の津島地区の状況

第1審被告東京電力は、原発事故前の津島地区は、浪江町の中心部から非常に遠く離れており、浪江町における他の地区と比べて、住民サービスの水準が低く、経済的にも非常に低い状態にあり、若者の流出に歯止めがかからず、人口が著しく減少し続け、学校も廃校に危機にあり、経済水準や医療水準は低いものであった等と縷々主張する。

また144名の原告らは、本件事故当時、津島地区の外で就労等していたと考えられ、また、本書面の「別紙勤務状況一覧2」に掲載した26名の原告らは、本件事故当時、津島地区において、フルタイムで働いていたと考えられることから、原告らが日常的に津島地区の住民と交流があったとする生活状況は、一部の者に該当するに過ぎず、「コミュニティーの喪失」は、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を算定した際に誤って考慮してしまったと言わざるを得ないと主張する。

う 第1審被告東京電力の主張の誤り

しかし第1審被告東京電力が主張するこれらの地方の状況は、多かれ少なかれ日本の村々には共通の課題となっているところであり、むしろ住民サービスの水準が高く、経済的にも高い状況で、若者の流出がなく、人口が増え、廃校の危機のない地域などは、ごく限られた都市部のみにみられる傾向であり、誰

もがそのような都市の生活をよしとしているものではない。仮に日本国民がそのような価値観のみであったとしたら、日本の地域経済は破綻をしてしまう。

このように経済的な状況やインフラの状況が他の都市と比べて劣ることがあったとしても、豊富な自然や豊かな人間関係によって、村々に住み続けることに平穏を感じる住民がいるのは当然のことである。

そもそも、津島地区での生活が嫌であれば、すみやかに他の地域に転居すれば済むことである。実際に都市部での生活に価値を見出した者は、原発事故前に津島地区から転居していったのであり、この津島地区に残っていた住民は、自ら選択し、この津島地区を愛し、ここでの生活をいとおしく思っていた者たちである。その生活の基盤、人生の基盤を奪い取られたのであるから、その精神的苦痛は計り知れないものであることは、日本人であれば誰でも共感できる感情である。

また第1審被告東京電力は、津島地区以外でフルタイムで働いていた人たちは、地域住民との交流はなかった旨主張するが、原審で第1審原告らが立証してきたとおり、津島地区以外においてフルタイムで働いている人たちも、平日、帰宅後に青年会や消防団等で懇親をしたり、友人同士夕食時に行き来をしたり、また冠婚葬祭はお互いに助け合い、地区の行事には、それこそ「多かれ少なかれ」参加してきたものである。もし、そのような住民との交流がないのであれば、何故に第1審被告東京電力が縷々主張するような住みづらい環境下で住み続けるはずもない。

(2) 平成16年度のアンケート結果に基づく主張について

あ 第1審被告東京電力の主張

第1審被告東京電力は、本件事故前に浪江町が実施したアンケートにおいて、津島地区が住みよいと回答した者は約15%に過ぎず、これに関して住み慣れて愛着があると回答した者は約20%に過ぎなかったと主張する。

い アンケート結果は第1審被告東京電力の主張の根拠足りえない

そもそもこのアンケートは、原発事故によりふるさとをはく奪され、津島地区が帰還困難区域になることなど全く考えられない状況で、原発事故の8年前に実施されたアンケートである。

そしてこのアンケートの目的は、アンケート事項を見ると、「21世紀の浪江町を創造する」ための項目と、「市町村合併」に関する項目の2種類であることが分かる（丙C161）。また津島地区の住民のアンケートも存在しているようであるが、配布数18,075通の内、居住地区が分かる有効回答数は6,937通であり、有効回答割合は38%に過ぎない。また有効回答数の内、津島地区と回答したのは、6.7%であることからすれば、津島地区で回答をした者は約465人に過ぎない。そして、津島地区で「浪江町が住みよい町か」との質問に対して、「住みにくい」との回答は、10%未満であることから、住みにくいと回答をした者は、46人以下であることが分かる。

また質問は、津島地区が住みよいか、という問いかけではなく、「浪江町が住みよい町か」と質問しているのであり、アンケートを回答した者が、浪江町全体を評価して回答をしたのか、津島地区に限定して回答をしたかすら分からない。

さらにアンケート項目には、「浪江町に対する思い、日頃感じている点」として、「あなたは浪江町への誇りや愛着をお持ちですか？」という問いに対して、浪江町全体に対する思いを聞いているのか、居住地区である津島地区について聞いているのか分からず、また回答者がそのいずれを前提に回答しているかも分からない。

第1審被告東京電力は、「上記問8に対して、『津島地区』では、『自然環境が良い』との回答は約35%、『人間性がよい』との回答は約10%に過ぎないと主張しているが、アンケートの質問は、「あなたにとって浪江町は住み

よい町ですか？」との問いに続けて、「そう感じた理由」を聞いているものであり、アンケートに回答した津島の住民が、「津島地区」について回答したのか「浪江町」について回答をしたのか不明であるのに、「津島地区」と断定しているのは、誤導である。

このようにアンケート調査の結果は、回答者が質問内容をどのように受け止めて、どのような意味で回答したか不明であり、単なる一部の「浪江町」に対するアンケート結果のみにより、「原告らの中には、本件事故当時、津島地区に愛着があり住みやすいと考えてはいなかった者が相当多数いると合理的に考えられる。」という第1審被告東京電力の主張は、明らかに「論理の飛躍」である。

なお仮に第1審原告らが原発事故前に津島地区での生活に不満を持っていたとしても、そのことから論理的に原発事故後に第1審原告らがふるさとはく奪による精神的苦痛を感じることはないということは自明である。生前親に対して不満をもっていたり、否定的な感情を有していたとしても、いざ親が亡くなった後に、喪失感を感じたり、深い悲しみを感じるものである。第1審原告らとしても、津島地区が何らの不満もない地域だったと主張しているのではない。これまで大切にしてきた津島地区での平穏な生活が突如として奪われたことに対する精神的苦痛を訴えているのである。

(3) 「相当数の原告らが、本件事故後も交流を回復しそれを維持しながら、新たな交友関係を築いている」との主張の誤り

あ 第1審被告東京電力の主張

第1審被告東京電力は次のように主張する。

「多くの原告らの居住地（現住所）は、福島県内の中でも「半径約30キロメートル圏内」に限定されており、津島地区からも約40キロメートル圏内に居住していて、本件事故後も多くの原告らの居住範囲が大きく広がったとはいえず、

従前同様に自動車により容易に交流可能な圏内に居住していた(後記(2))。

そして、例えば、自然豊かな大玉村には、原告らの 51 名が居住して(後記(3))、また、新築の復興公営住宅がある二本松市油井には、45 名の原告らが居住して(後記(4))、それぞれ、津島地区に居住していた者らとの交流を回復しそれを維持しながら、新たな交友関係をも築いたのであり、これらの原告らが、津島地区のコミュニティや自然とのふれあいを「喪失した」とはいえない。

さらに、原告らは、本件事故後も津島地区の部落ごとに部落総会を開催するほか、様々な行事や集まりにおいて、親しい知人と連絡先を交換し合っていた(後記(5))。また、上記以外にも、相当数の原告らが、本件事故後も交流を回復しそれを維持しながら、新たな交友関係をも築いていた(後記(6))。

したがって、原判決が、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料を算定した際に、コミュニティの喪失や自然とのふれあいの「喪失」を考慮したことは適切ではない。」

い ふるさとはく奪(喪失)の意味

第1審被告東京電力は、そもそも第1審原告らが奪われた(喪失した)「ふるさと津島」とは何かについて全く理解に欠ける主張をしている。

そもそも「ふるさと」(country home)とは、第一は人と自然とのかかわり、第二は人と人とのつながり、第三は愛着ある「ふるさと」の自然に対する信頼、いつまでも変わることなく存在する自然の永続性への願い、である。つまり『ふるさと』とは、かかわりとつながりが生活や文化、歴史や伝統として編みこまれた空間であり、人びとが、かかわりとつながりを編み足しながら生活や文化、歴史や伝統を継いでいく空間である。」(甲C121)

津島地区の第1審原告らにとって津島地区の家(home)は、暮らしの基本であり、シェルターであるだけでなく、先祖代々の思いを引き継いで暮らす場所、あるいは厳しい自然環境を汗水流して開墾してきた歴史を背負う場所で

ある。

家は土地に根ざしていて、津島地区の風土にあった生業を展開する場所でもあった。津島地区の人々にとって家は、人生そのものとして感じられるものであった。その家が存在するものの、汚染されて持ち出せない家族写真などを残したまま、何もできずにどんどん朽ちていくのを見るのは、第1審原告らにとって非常に心が痛むものであった（第17回口頭弁論調書と一体となる証人調書36ないし38頁）。

第1審原告らは、家（home）と「ふるさと」（country home）から二重に引き剥がされた。その喪失感は、人生の喪失感にもつながるものであった。「住まい」は、人間存在の基礎であり、すべての人間活動の背景となるだけではなく、個々人や集団に対して存在保障とアイデンティティを与えるものであった。すなわち、津島における生活は、家だけで完結するものではなく、組、行政区、家族としての津島全体との重層的な関係の上で成り立つものであった。したがって、津島の人々にとって家を失うことは、単なる空間の喪失ではなく、自然とかかわる生き方の喪失であり、職業の喪失であり、誇りを持った人間としての存在証明に傷を負うことであった（甲C121の20頁、第17回口頭弁論調書と一体となる証人調書37頁）。

本件原発事故と放射能汚染による「ふるさと剥奪」の結果、第1審原告らはふるさとをはく奪（喪失）されたのである。

日常的に顔を合わせて、「結い」の精神に生きてきた地域の人たちも、友人も、家族でさえもが、バラバラになった。避難先で入学し、卒業し、就職していった津島の子どもたちは、「津島の子」として地域で育っただろう時間を取り戻すことはできない。津島地区に戻れないことを嘆きながら亡くなった方々はもう帰ってこない。こうした状況を、単なる避難と片づけることはできない（甲C121の22頁）。

本件原発事故は、土地に根ざして生きる津島の人々を、まるごと土地から引

き剥がした。原発事故がもたらした加害の特徴は、土地に根ざして生きるという権利の侵害である。すなわち、人と自然とのかかわりが作りあげてきた環境を奪われ、人と人とのつながりを断ち切られ、地域のなかで穏やかに生活する日常を奪われ、出身地の誇りを傷つけられ、津島地区の歴史を未来につなげていくことができない状況に陥らせるなど、甲 C 1 2 2 の 6 7 頁の図にあるような、全人的な被害をもたらした。（甲 C 1 2 1 の 2 1 ないし 2 2 頁，第 1 7 回口頭弁論調書と一体となる証人調書 4 2 ないし 4 4 頁）。

「ふるさと」とは、人と自然とのかかわりが人と人とのつながりを強化し、持続的・永続的に将来世代へとつながっていくものであった。「ふるさと喪失」とは、全人的な被害の表現である。そして、原告らが希求しているのは、土地とともに生活し、文化、伝統や歴史を未来につなぐ可能性を取り戻すことである（甲 C 1 2 1 の 2 1 ないし 2 3 頁）。

津島地区には、津島という地域社会の固有性がある。「ふるさと津島」は、第 1 審原告らにとって唯一無二で代替不能な「ふるさと」なのである。

したがって、第 1 審被告東京電力が主張するような、津島地区とは異なる「自然豊かな大玉村」で、一部の「津島地区に居住していた者らとの交流を回復しそれを維持し」ていること、別の地で「新たな交友関係をも築いた」からといって、津島地区のコミュニティや自然とのふれあいを「喪失」していないなどと言えないことは当然である。

さらに、第 1 審原告らが、「本件事故後も津島地区の部落ごとに部落総会を開催するほか、様々な行事や集まりにおいて、親しい知人と連絡先を交換し合っていた」としても、それは交流の一場面に過ぎず、前述したようなコミュニティが事故後も「維持」されているとは到底いえないものである。

この点で、第 1 審被告東京電力は、ふるさとはく奪（喪失）の意味を全く理解していないものであり、第 1 審被告東京電力の主張は誤った理解を前提とした主張であり、到底認められない。

(4) 「世帯人数の少なく、避難生活中に家族が離れ離れになったと認めるに足りる証拠がない原告らは多い」との主張について

あ 第1審被告東京電力の主張

第1審被告東京電力は、「原判決は、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を算定した際の考慮要素として、避難生活においては、様々な事情から、「生活を共にしていた家族とも離れて生活することを余儀なくされた者もいること」を挙げた(原判決 159 頁)」が、このような事情は、原告ら全員に共通する事情ではなく、全員の慰謝料を基礎付ける事情には到底ならない、と主張する。

い 「家族等の離散等」の摘示の位置付け

原判決は、「家族との離散等」として、「生活を共にしていた家族とも離れて生活することを余儀なくされた者もいる。」と例示的に摘示をしているが、これは、「人間関係の喪失等」の一例として摘示しているにすぎない。

原判決は、「コミュニティの喪失等」として、「良好な人間関係は、幸福を築くための基盤ともいえるべきものである。喜びを分かち合い、悩みを相談し、困ったことがあれば助け合う。そのような良好な人間関係があつてこそ、人は幸せを感じ得るのであり、金銭等があつても、孤独になつては、人が幸せを感じることは困難である。」と説示している。

つまり家族との離散等とは、この良好な人間関係が家族においても損なわれた原告がいることを指摘したのみであり、家族との離反がない世帯があるからといって、その人たちが「人間関係の喪失等」に会っていないなどということとはできないのである。

確かに第1審原告らの中には、単身世帯や二人世帯もあり、その者が避難生活中に離れ離れになったと認められる事情はないかもしれない。しかし、前述のとおり、原判決は、この考慮要素のみをもって慰謝料を算定しているのでは

ないのであり、むしろ単身世帯ほど津島地区でのコミュニティから離れなければならなかった苦痛は家族を持つものよりも大きいといえる。したがって、単身世帯や二人世帯であることをもって、ふるさとはく奪（喪失）による精神的苦痛がないとはいえない。

第1審被告東京電力は、津島居住第1審原告らの精神的苦痛として原判決が考慮要素とした「人間関係の喪失等」の一例として摘示した「家族との離散等」の項目を過大評価し、その該当がないものは、「人間関係の喪失等」が生じていなかったと論ずるようなものであり、その評価は誤っているばかりか、第1審被告東京電力のこのような主張は、まさに論理の飛躍ともいうべきものである。

（５）「相当数の原告らは、本件事故により生計の糧を失っていない」との主張について

あ 第1審被告東京電力の主張

第1審被告東京電力は、東京電力は、第1審「原告らの就労不能損害や営業損害（農業賠償を含む。）に対して十分な賠償を実施した。また、世帯1から同30までのみをみても、本件事故後も従来と同様の職業を営み続けた者（後記（2））や新たに別の職業に就いた者（後記（3））が相当数いる。そもそも、本件事故の前から津島地区の住民には「老後」の生活や「仕事」に不安を感じていた者が相当数含まれていた（後記（4））。」とし、「したがって、一部の原告らが本件事故により生活の糧を失うなどして先の見通しがつかない不安を抱いたとしても、かかる事情を津島居住原告全員に当てはまる事情ということはできず、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を増額する方向で考慮することはできない。」等と主張する。また、加えて「本件事故の前から、津島地区の住民の中には、「老後」の生活や「仕事」に不安を感じていた者が相当数含まれていたと考えられる。

したがって、もし仮に津島居住原告が、老後の生活等に対する不安を感じたとしても、本件事故に起因するものであるとはいえないし、かえって、後述するように、同原告は、東京電力から 1450 万円の慰謝料を含めて多額の賠償金を受領済みであることから、経済的な観点からは、老後に対する不安はむしろ軽減されたと考えられる。」等と主張する。

い 営業損害に関する第 1 審被告東京電力の反論は原判決の不理解によるものであること

原判決は、「先の見通しがつかない不安等」の一例として、「本件事故により生活の糧を失うなど」の例示をしているが、それと共に「避難生活がいつ終わるかなどといったこともわからず、そうした先の見通しがつかない不安等を長年抱いたまま生活をしなければならぬ状況に至っている。」との点を摘示しているであり、単に営業損害のみを慰謝料の考慮要素としているものではない。

先の見通しがつかない不安等とは、除本理史教授は次のように指摘できる。

「避難者たちは、就労や進学などさまざまな転機が訪れるたびに、生活再建の場をどこに定めるかという意思決定が迫られる。しかも、意思決定の前提条件が不透明なまま、将来の生活設計にかかわる重要な選択を強いられるのである。時間の経過にしたがい、また家族の成員ごとの事情などに応じて、見通しが立たないにもかかわらず決断を繰り返さなくてはならない。

見通し不安の深刻さについて、再び前述の SSN と早稲田大学人間科学学術院による共同調査が注目される。調査結果によれば、過去の災害や事故と比較しても、今回の事故における IES-R 平均得点はきわめて高く、避難者の精神的苦痛は甚大である。また、自由記述欄の質的分析から、精神的苦痛の中核に「先が見えない」という深刻な不安が横たわっていることが明らかになっている。さらに避難者が居住地のコミュニティから切り離されたことも、重要な要素として指摘されている。」

また「国はいわゆる福島復興指針において、長期にわたり元の土地の戻れない住民に対する『移転』『移住』支援を打ち出した」が「避難者にとって『移住』は『定住』とは異なり、『いずれ戻りたい』という希望と両立しうるため、単純に見通し不安が解消するとは考えられない。」（以上、甲C123）

そしてこの点に関札子供述は次のように指摘している。

「原告らが希求しているのは、土地とともに生活し、文化、伝統や歴史を未来につなぐ可能性を取り戻すことである。「ふるさとを元どおりに返せ」とは、津島地区のエートス（精神）を未来につなぐことを可能にせよという訴えである。」「『ふるさと喪失』は、原発事故によって存在の足元をすくわれ、環境難民化し、『よるべなき精神の放浪』に追い立てられた人びとの、被害の訴えである。」（甲C121）。

第1審原告らは、他の地に「移転」したとしても、未だに津島は目の前に存在するのであり、それでも戻るに戻れない中途半端な状況が避難生活の間中ずっと続いているのである。このような不安定な状況の中で前述した深い精神的苦痛を受けているのであり、この点は津島地区から避難を余儀なくされたすべての第1審原告らの共通するものである。

第1審被告東京電力の主張は、このような人の心に根差した深淵な被害の実相に目を向けることなく、単なる形式的な事実の適合不適合のみを殊更に強調しているにすぎないものであり、主張自体失当である。

（6）「ごく一部の原告を除き、伝統行事との関りは希薄であった」との主張について

あ 第1審被告東京電力の主張

第1審被告東京電力は、原判決が指摘した「田植え踊り」と「三匹獅子舞」という伝統芸能について、「『三匹獅子舞』は、津島地区においては「上津島」のみで行われている芸能であり」、「上津島以外の大字（南津島、下津島、赤字

木、手七郎、羽附、川房、昼曾根)に居住していた原告らは、三匹獅子舞に関わっていない。」，「『田植え踊り』は，(上)津島，下津島，赤宇木，南津島の4つの部落でしか行われていなかった。このため，田植え踊りが実施されていない部落に居住していた原告らは，田植え踊りに関わっていない。」等と主張する。

い 第1審被告東京電力の事実誤認

第1審被告東京電力は，伝統芸能についての理解に欠けるばかりか，誤った事実を前提として主張を展開している。

そもそも伝統芸能に参加するとは，実際にその演舞等を行うことだけを意味するのではない。その伝統芸能を支える周囲の人々の参加なくしては伝統芸能が存続できるはずもない。また三匹獅子舞は，申出のあった各家を周って演じ，更に稲荷神社で奉納をする。その際には，上津島だけでなく，津島地区の全ての地区から，人々が集い，三匹獅子舞を観覧しているのであり，一部の者のみしか関与していなかったというのは，明白な事実誤認である。

そして，同様のことは田植え踊りにも当てはまる。まして津島の田植え踊りは，国の選択無形民俗文化財であり，福島県指定無形民俗文化財ある。民俗文化財とは，「衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗習慣，民俗芸能，民俗技術及びこれに用いられる衣服，器具，家屋，その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し，継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもので」あり，津島地区の田植え踊りは，福島県において，「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として指定されているものである。

この点，関礼子供述は次のように説明する。

「伝統芸能は，行政区ごとに個性があった。自分の地区の「田植踊り」と区別して，他地区の田植踊りには，その地区名を冠にして「南津島の田植踊り」とか「赤宇木の田植踊り」と呼んだ。芸能の独自性の保持は行政区ごとの矜持

であり、行政区の地域性や独自性、一体性を表現するだけでなく、それぞれが自治組織として存立していたことをシンボリックに示す。

また、伝統芸能が人生儀礼にかかわり、行政区の“結い”として機能していたことにも注目しうる。田植踊りについていえば、『新婚さんがいれば、その家に行って踊り、そこにみんなが集まってお祝い。子どもが生まれたと聞けば、またその家に行って踊り、みんなが集まってお祝い。農作業がうまくいかなかった家があれば、豊作を祈って踊り、みんなが集まって手伝いに行く。新しく津島に移ってきた人がいれば、一家が地域に溶け込むことを祈って踊り、歓迎する』のである。」（甲C121）

う 第1審被告東京電力の伝統芸能に対する理解の誤り

伝統芸能は、次のように説明される（甲C139）。

「日本の伝統芸能の多くは、それを業としているのではない人たち、即ち、農家や商家、また漁を営む人たち、近頃は役所や会社に勤める人たちによって伝承されています。もともと以前はそれを専業としていた人たちが携わっていたものを、乞うて非専業の人たちが習い覚え、これを産土神の祭りなどに、年に一、二度、もしくは時折に演ずるに至ったものであります。

伝統芸能は、郷土芸能、民間芸能、ふるさとの芸能などとも呼ばれます。即ち、父祖の代から伝えられている芸能、民俗行事として、民間に、郷土に伝承されてきたもの、土地に根付いた芸能ということでもあります。」

そして伝統芸能を演じる人とそれを観る人との関係について、次のように説明されている。

「農村の伝統芸能の場合、演者も（そこに住む）観客も日常生活を共に営む共同体の構成員であり、彼らは伝統芸能が行われる祭りの際の神事にも参加し、かつ、演技を見るだけでなく舞台づくりにも参加する。このため在村の観客にとって、演者が変身した役と現実の本人との間のギャップを埋めるのには一種

の抵抗が存在する。いずれにしても、農村の伝統芸能は、演者と在村の観客とが協同しておこなう行為であるといえる。」

このように「農村の伝統芸能は典型的な農村社会の文化の表出であり、その存続は農村社会の維持と密接不可分の問題である。」

これは、村に住む者の職業や年齢が変化しても、一定の変容をしながらも維持される。村の過疎化等の事態に対して、「無形民俗文化財の指定や総合学習等による後継者の関心を醸成する政策がとられたり」また、「演ずる者の居住地における神事と結びつきたいわば宗教的な性格を一定程度維持しつつも、観光客などの訪問者へ（のサービスとして）「見せるため」という性格を強め」つつ、承継されている。その結果、「現在の農村における伝統芸能は、演者（師匠と弟子）、在村の観客、非在村の観客が、さまざまなグループを構成して、それぞれのグループの共通感覚に依拠して、理解され、承継されている」のである（以上、甲C139）。

このことは、原発事故前の津島の伝統芸能である三匹獅子舞、田植え踊りに共通した視点である。

前述したとおり、田植え踊りは、県の重要無形民俗文化財である（甲C61）。田植え踊りは、上津島、下津島、赤宇木、南津島に、約400年前から、基本形は同じながら、少しずつ異なる形で伝承されてきた。田植え踊りは、農業技術の発達していない時代、度々の冷害や飢饉に苦しんだ住民たちが、生活の基盤である稲作の豊穰を切実に願い、また村落の娯楽として、踊ったことに由来している。

田植え踊りは、旧暦の1月、祝事や厄流しの際に踊られてきたため、津島の人々の生活に溶け込んで伝承されてきたといっていよい。津島の人々は、先人の思いが込められたこの踊りを継承し、次世代に伝えていこうと、昭和35年、各部落に津島郷土芸術保存会を、さらには津島郷土芸術保存連合会を結成し、田植え踊りの保存継承活動をしてきた。

田植え踊りは、伝統的には、旧暦1月14日から15、17日に川下から各戸に舞い込まれていた。祝い事や厄流しに依頼されて舞うこともあった。近年は、新築などの祝事や厄流しのほか、催事やイベントで上演することが一般的となった。なお、原発事故前には、敬老会やその他、福島県内の他地域からも呼ばれて舞うこともあった。

田植え踊りは、伝統的には部落全体で管理し、「一戸青年」として各世帯から男子1名が参加する慣わしであったが、生活形態の変化に伴い、保存会を結成しての活動に切り替わった。踊りに使う様々な道具の管理、踊り手の世話、練習などの管理は、昔も今も、各部落の「庭元」で行ってきたものである。

このように、田植え踊りは時代に合わせて変化しつつも、ずっと津島地区で承継されてきたものである。

上津島の三匹獅子舞も同様である（甲C62）。

三匹獅子舞の由来については、昔、流行り病が広がり、多くの老若男女が亡くなったが、悪霊払いのために東照大権現に仕える獅子舞を踊り奉納したところ、流行り病による被害が治まったとの言い伝えがあるためであるという説が有力である。それから、獅子舞は、子孫繁栄や無病息災、豊年万作を願い、獅子舞が行われるようになった。三匹獅子舞を津島に伝授したのは、代々東照大権現を氏神様として祀っていた上津島の住民であるといわれている。

三匹獅子舞は、上津島の鎮守である稲荷神社の祭礼で奉納する。かつては旧暦の8月20日に行われていたが、昭和56年から新暦の10月の第1日曜日に行われるようになった。当日は、神社での奉納が終わった後、朝から夕方まで、祝い事のある家々などをまわって踊っていた。三匹獅子舞もまた、時代に合わせて変化しながら、300年以上の歴史を持って脈々と伝承されてきたものであり、津島に住む人々（上津島に住む人に限らない）は、稲荷神社の祭礼などで、三匹獅子舞を見ることを楽しみにしてきたものである。

第1審被告東京電力は、このような伝統芸能・郷土芸能の社会的な意味を

理解せず、単なる演者のみが祭りにかかわっているに過ぎないという誤った批判をしているものであり、主張自体失当である。

第4 平穏な生活が回復されないという前提に関して

1 原判決の判示内容

原判決は、損害の算定にあたって、第1審原告らが津島地区から避難し、現在も避難生活を続けている状況に関して、端的に言えば、平穏な生活が回復されない状態である旨を判示し考慮事情としている。

具体的には、原判決は、損害額算定の捉え方に関する139頁以下において、「原告らは、第3項の請求について、原告らが津島地区での平穏な生活を回復するまでの賠償を求めるものであるなどと主張しており（平成27年9月29日付訴状125頁）、同請求は、原告らが津島地区において平穏に生活する権利を被侵害利益と構成しているものと解される。」「以上からすれば、請求の趣旨第3項から5項の請求はいずれも本件事故による平穏生活権侵害による精神的損害を請求するものと捉え」るもの整理している。

その上で、原判決は、196頁以下において、平成26年3月以降は、本件事故が原因で、第1審原告らは津島地区へ帰還することが困難となったことを前提に、良好な人間関係のコミュニティの喪失、第1審原告らがこれまで築いてきたもの・家・祖先から受け継いできた伝統等多くのものの喪失、愛する津島の自然に接することもできなくなるストレスや苦痛等が、今までもこれからも継続して続いていくこと、愛するふるさと津島が目の前にあり、その地に戻ることを強く願っているにもかかわらず、この願いが叶わないといった事情をもとに精神的苦痛を判断している。

2 第1審被告東電の控訴理由の要旨について

(1) 第1審被告東電の控訴理由の要旨は以下のとおりである。

第1審被告東電は、原審が、津島地区からの避難生活が「その後将来にわたって続く」ことや「避難生活がいつ終わるかなどといった先の見通しのつかない不安」は誤った前提であり、津島地区に帰還しなくても十分に回復できる事情であることを合理的に考慮していない旨を主張している。

(2) まず、第1審被告東電は、控訴理由書60頁以下において、既に自らが選択した地域に住居を取得していた53世帯、数年以内に住居を取得した世帯に関しては、「平成26年2月時点における「その後将来にわたって続く避難生活」や「避難生活がいつ終わるかなどといった先の見通しのつかない不安」が将来にわたって続くことは」「ないにもかかわらず、それを第1審原告ら全員の基準となる慰謝料算定の考慮事情とした」「ことは著しく不合理である。」旨を述べている。

(3) 次に、第1審被告東電は、原判決が指摘した事情の多くは津島地区に帰還しなくても十分に回復できる事情である旨を主張している。具体的には、62頁以下において、「良好な人間関係は津島地区でなくとも構築できるものであるし、また、津島地区に帰還できないことによって将来にわたって人間関係に悩み続けると考えるのは極めて不合理である」こと、「さらに、自然や生活の糧なるものは、津島地区でなければ得られないものではない。」旨を述べている。

(4) さらに、第1審被告東電は、早期に避難生活を終えて平穏な生活を回復したという考慮すべき事情を考慮していない旨を主張している。具体的には、66頁以下において、「「移住先住居を取得した場合」や「本件事故に起因しない事情により転居をした場合」には、客観的に見て、避難生活を継続しているということはできず、新たな地において平穏な生活が回復したと考えられる。さらに、住居は永続的に固定されるものではない以上、そもそも本件事故に起因

しない事情により転居をした場合には、もし仮に新たな地における生活において精神的苦痛が生じたと敢えて想定するとしても、当該精神的苦痛と本件事故との間に因果関係があるということとはできない。」旨を述べている。

- (5) 以上のとおり、第1審被告東電は、「避難生活」は終わっていること、平穏な生活は回復されていることを前提に控訴趣意書において主張を展開している。

しかしながら、以下に述べるとおり、第1審原告らの「避難生活」は終わっておらず、平穏な生活は回復されていない。

3 第1審原告らの主張

- (1) 平穏生活権と津島固有の平穏生活権の違い

あ 前提

第1審被告東電による、第1審原告らの平穏な生活は回復されているという主張に関して、そもそも平穏生活権という権利を前提に主張が構築されていると思われる。

しかしながら、第1審被告東電が主張している平穏生活権の理解と、第1審原告らが主張してきた津島の固有の平穏生活権との理解が、必ずしも同一のものとして理解されていない可能性がある。そのため、ここでは、まず第1審原告らが主張をしてきたのは、単なる平穏生活権ではなく、津島固有の平穏生活権であることを、再度強調しておく。

い 平穏生活権とは

そもそも、第1審被告東電が前提としていると考えられる平穏生活権とは、平穏安全な生活を営む人格的利益であって、騒音、振動、悪臭などの生活妨害から保護されるもの、といったような、近代法の枠内での人格権として、個人

に帰属するものと整理されているように思われる。ここでは、環境や人との結びつきを欠いている。

この意味での平穏生活権であれば、津島地区以外においても、平穏に生活ができて、自己実現ができれば、津島地区以外であっても構わない、ということになりかねない。

う 津島固有の平穏生活権とは

(ア) 第1審原告らが主張している平穏生活権は、津島固有の平穏生活権である。

ここでは、津島という土地、津島の住民との結びつきが、平穏な生活の前提となっている。ある特定の地において、永年住み慣れて生きてきた人々が持っている権利であり、固有の土地環境との強い結びつきを持っている権利である。

これは、個人が環境や他者から切断されて抽象的な個人となり、その個人内に内在する人格権としての平穏生活権ではなく、周囲の生活圏にある自然や人々との有機的な結びつきの中で、そこでしか得られない固有の環境の中で楽しく生きていく権利として整理しているためである。

人間が優しく手入れをしてきた豊かな山林があり、その山林と結びついた豊かな人間と事前との交流があり、人間と人間の強い結びつきがある。その結びつきは、津島という環境を離れた個人と個人の結びつきではなく、正に先祖が大切に守ってきた津島固有の文化行事とも密接に結びついた世界であり、その固有の環境の中で生活する権利が今奪われようとしているのである。

(イ) これは、言い方を変えれば、原審において証人としても証言をした関礼子が説明されていた、土地に根ざして生きる権利の侵害である。

甲 C121号23頁において、土地に根ざして生きる権利に関して、関礼子は以下のように述べている。「「ふるさと喪失」は平穏生活権の侵害の問題だけではないし、避難解除が進めば「ふるさと喪失」が「ふるさとの変容」へと変容するものでもない。また「ふるさと喪失」損害の容認額が被害の重大性に

みあっていない。」「ふるさと」は、人と自然とのかかわりが人と人をつなぐを強化し、持続的・永続的に将来世代へとつながっていくものであった。今なお帰還困難区域である津島地区には、土地に根ざして生きる権利の侵害、すなわち社会関係資本やセイフティネットの損壊、伝統芸能や食文化の棄損など、平穏生活権の侵害という一言に収まりきらない被害がある。「ふるさと津島」が剥奪されている現状は、いわば人権のるつぼ（メルティング・ポット）となるような「土地に根ざして生きる権利」が侵害されていることを意味する。土地に根ざして生きることは、生命・健康の安全、居住権、幸福追求権、生存権、平穏生活権など、さまざまな権利の束のうえに成り立つからである。」

そして、このような「土地に根ざして生きる権利」が侵害された状態は、人と自然とのかかわりがつくりあげてきた環境を奪われ、人と人との日々のつながりを断ち切られ、地域のなかで穏やかに生活する日常を奪われ、出身地の誇りを傷つけられ、津島地区の歴史を未来につなげていくことができない状況が引き起こされた状態といえる。

これは、単なる平穏生活権の侵害という一言に収まりきらない被害であり、人権のるつぼとなるような土地に根差して生きる権利を侵害された状態である。

(ウ) したがって、このように津島固有の平穏生活権を捉えたとき、その権利は、従来言われていた単なる平穏生活権という枠組みを超えた、土地に根ざして生きる権利という性質をもった津島固有の平穏生活権となるのであり、津島固有の津島が元通りになり、原発事故前と同じ状況にならなければ回復されない性質のものであり、同時に、津島に戻らなければ、津島での固有の平穏な生活は回復されず、津島に戻って生活するまでは、「避難生活」となるのである。

(2) 第1 審被告東京電力の理解と主張の誤り

あ 避難生活は終わらない

(ア) 第1審被告東京電力は、既に自らが選択した地域に住居を取得していた53世帯には、「避難生活」でない生活を回復しているから、「その後将来にわたって続く避難生活」や「避難生活がいつ終わるかなどといった先の見通しのつかない不安」がないという主張をしている。

(イ) まず、第1新被告東電は、61頁において「自らが選択した地域で新たな生活を始め」たことを、避難生活の終了の論拠の一つとしており、「避難生活」は、津島地区から別の場所へと自主的に移住をしたことで、終わるものという理解にたっているように思われる。

しかしながら、第1審原告らは、津島地区に戻り、原発事故前の生活や人々との繋がり、自然との関わり合いを取り戻すために、原状回復を求め、除染を求めている。その理由は、津島で原発事故前のように生活ができなければ、第1審原告らにとって、津島固有の平穏生活権は回復されないからである。

したがって、原発事故後、平成26年2月前に、避難をしたとしても、津島地区に戻ることをあきらめたわけではない。

第1審原告らにとっては、津島地区の自分達の住処に戻り、原発事故以前の生活ができるまでは、どこで生活をしていても、それは津島固有の平穏生活権の侵害の継続している状態であって、「避難生活」の最中であるに過ぎない。

そして、第1審原告らにとっては、原発事故によって、津島地区から避難を余儀なくされたのであって、自主的に、積極的に、現在住んでいる場所を終の棲家として選択したわけではない。

したがって、既に自らが選択した地域に住居を取得していたとしても、「その後将来にわたって続く避難生活」の状況であるし、「避難生活がいつ終わるかなどといった先の見通しのつかない不安」は存在していることになる。

(ウ) 次に、第1審被告東京電力は、数年以内に住居を取得した世帯には、「早期に、津島地区以外において「避難生活」ではない生活を送れるようになることは十分に可能である」として、平成26年2月以降「数年内に「避難生活」で

ない生活を回復している」と主張している。

この主張の中で、第1審被告東京電力は、「津島地区でなくても平穏な生活を送ることは十二分に可能である」としその論拠として「当該地域に居住している第1審原告ら以外の多くの住民が平穏に生活していることを見落としている」旨述べている。

しかしながら、そもそも、第1審原告ら以外の住民が、第1審原告らの主張するような思いや津島固有の平穏生活の権利侵害がなかったと言っているわけではない。

また、上述のように、第1審原告らにとって、津島地区で原発事故以前の生活に戻れなければ、津島固有の平穏生活権は侵害された状態が続くのであって、その状況は、「当該地域に居住している第1審原告ら以外の多くの住民」にとっても変わりはない。

い 第1審被告東京電力は、「津島地区以外」において生活をして、人間関係や自然との生活は可能である旨を述べている。

しかしながら、上述のように、第1審原告らは、津島固有の生活環境、その中での人とのつながりや自然の恩恵を享受してきたのであり、津島地区以外において新たに人間関係が構築されたり、津島地区以外で自然の恵みを享受できることをもって、津島固有の平穏生活権が回復されるというわけではない。

う また、第1審被告東京電力は、「早期に移住先住居を取得した事情」や「早期に本件事故に起因しない事情により転居をしたという事情」が考慮されるべきである旨を主張している。

しかしながら、原判決が指摘するとおり「移住先住居を取得するなどした第1審原告らについても、津島の住居が帰還困難区域に指定されたままであり、戻りたくても戻れない状況が続いていることは、他の津島居住原告と変わりとは

ない」（１９４頁）のであり、このような原告もまた、津島固有の平穏生活権が侵害されている状況に変わりはない。

- （３）原発事故を起こした当事者である第１審被告東京電力が、避難をさせた原因を作っているにもかかわらず、そして、いまだに、第１審原告らは、津島地区に戻ることはできない状態にいるにもかかわらず、既に避難生活は終わっている、平穏な生活は回復されていると主張すること自体が、第１審原告らからすれば、甚だ理不尽な主張にうつる。

第１審被告東京電力は、避難生活や津島の自然、津島の人間関係というものを、極めて観念的、抽象的に捉えているようにうつる。どこでも平穏に生活ができる、人間関係は新しい場所でも作ることができる、津島以外でも自然に接することができる、という第１審被告東京電力の主張は、愛する我が子が死んでも、亡くなった子供とそっくりの人形を作ったのだからそれで代替できる、あるいは、新しく子供を産むこともできるし、産めば同じ子であることに変わりはないのだから、問題はないと言っているのと同じことである。

第１審被告東京電力には、津島地区の住民が原発事故により無くしたものが何であるのか、津島地区に戻りたいという第１審原告らの思いがどのようなものであるのか、今一度理解すべきである。

第５ 第１審被告東京電力の第５（「津島地区への帰還が社会通念上困難となったこと」による原告らの精神的損害が「後遺障害等級第７級」を上回るという原判決の判断は、裁判所の裁量の範囲を逸脱している）に対する反論

１ 第１審被告東京電力の主張

- （１）第１審被告東京電力は、原判決が、「一切の事情を考慮すると、本件事故により、津島地区が社会通念上帰還困難となったことにより、津島居住原告の被った精神的苦痛は、１０００万円にとどまるものではなく、これを上回る」と

判断した(原判決196頁)ことに対し、その認定が過大であると批判している。

(2) また、原告らの精神的損害が「一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの」等に該当する後遺障害を上回るという原判決の判断は、社会通念から著しく逸脱している、と批判している(控訴理由書P70～)。

(3) 後遺障害等級第7級に該当する事由は、一眼の失明や親指以外の手指の喪失など、社会通念上極めて深刻な心身に対する障害が残るような場合に該当するものであるのに対して、津島地区への帰還が社会通念上困難となったとしても、原告らは、本件事故に起因して具体的な健康被害を受けたわけではなく(原判決177頁)、また、津島地区に帰還して生活することができないという制限はあるものの、自由に行動することができるし、実際、原告らの多くは、津島地区からも約40キロメートル圏内に居住し、本件事故後も交流を続けつつ、新たな交友関係を築いている(前記第2-5)としている。

しかし、上記批判はあたらない。

2 第1審原告らの反論

(1) 本件の原発事故による第1審原告らが被った被害は、未曾有の長期かつ広範な被害であり、東京電力の一方的な加害行為によるふるさとの略奪、人格的基盤の破壊といえる本件原発事故被害と、損害の公平な分担を基本原理とする交通事故損害賠償の理論とを対比すること自体が、本件被害の実態に即した賠償の考え方として、不当であることは、第1審原告らが控訴理由書で詳述した通りであり、その限度では東京電力とは同じ立場である。

(2) しかし、そのことは、控訴人らの被害が、後遺障害等級第7級に該当する事

由よりも、軽微であるという趣旨の東京電力の主張は誤りである。

その被害の大きさは、そもそも金銭では償えない被害であり、だからこそ控訴人らは原状回復を求めて本件訴訟を提起しているのである。

(3) 第一に、後遺障害の問題は、症状が固定し、これ以上損害が生じない都判断された場合の問題である。しかし、第1審原告らの被害は続いており、仮に交通事故と平行に考えるとしても、症状固定と同視することはできない。今も第1審原告らは、速やかに津島地区の放射線量を低下させ、帰還ができるようにするよう第1審被告らに求めており、第1審被告国においても、今後、除染を進め、帰還を希望する者について除染をする旨明言している。また、ICRPも長期的には計画被ばく状況である1mSvまで除染をすることが必要であると主張し続けてきた。およそ帰還が不可能なことに確定したから症状固定と同視するということは当然に言えることではない。未だ、症状固定というような状況にはない。それが大前提である。

(4) 第二に、故里に戻れない精神的苦痛の大きさについては、原判決には明示されていないものの、時間が経過するに従ってだんだんと強くなっている。そのことは、浪江町全体に対するアンケート調査結果にもはっきり現れており、時間の経過とともに苦痛が減少する交通事故とは、正反対の損害である。また、本件原発事故から8年が経過する時点において実施された精神科医によるアンケート調査の結果にも、その精神的苦痛の深さは表れている。すなわち、沖縄戦を経験した人々のアンケート調査を実施した医師が第1審原告らの精神的損害の程度を測定した報告書を原審において証拠として提出している。それによれば、PTSDの症状評価尺度として国際的に評価が高く、国内の数多くの研究で使用されているIES-Rによるアンケート調査の結果、非常に高い数値が出されていること、また、うつ病・不安障害等の精神疾患のスクリーニングを目

的とする K6 の調査においても、かなり高い結果が示されており、沖縄戦を経験した人々に対する調査よりも高い結果が示されていると報告されている。これに対する何らの反証もされていないだけでなく、帰還困難区域の住民の精神的損害の程度を測定した他の調査結果とも一致している。それは、交通事故とは全く異質の損害であり、ふるさとを持たず、都市を渡り歩いている都会の人間を基準として、ふるさとに戻れない苦痛の程度を測ることは、全く損害の実態を見ないものである。

- (5) 第 1 審被告東京電力の主張は、未曾有の取り返しのつかない大事故を引き起こしたという加害者としての責任を自覚しないものであり、失当である。

第 6 第 6（中間指針等を踏まえた東京電力による賠償実態を正当に評価・考慮した場合の慰謝料額）及び第 9（弁済の抗弁）に対する反論

1 第 1 審被告東京電力の主張

- (1) 第 1 審被告東京電力は、原判決が考慮しなかった原告らに対する賠償実態（P 7 1～P 7 3）として、被害者らに対して迅速かつ適切な範囲の損害を賠償するために、原賠法に基づき原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針等を踏まえて自主賠償基準を策定して、本件事故によって通常想定される損害項目を広範かつ網羅的に類型化し、また、損害の発生及び額について厳格に確認することをせずに、一律に、各被害者に対する賠償額全体として、裁判実務において通常認められると想定される額を十分に超える額を賠償してきた、それは裁判であれば通常認められる額を大きく超えた額を原告らに賠償済みである、原判決は、かかる賠償実態を十分に認定しておらず、慰謝料額の算定にあたって、かかる賠償実態を適切に考慮していない、と主張する。

- (2) そして、第 9 で後述する弁済の抗弁のとおり、かかる賠償実態を考慮すれば、

本件訴訟において原告らが賠償請求している損害は、東京電力が既に支_い払_い済みの賠償金によって全て弁済済みであり、原告らの請求は棄却されるべきである、と中傷している。

- (3) 「第9 弁済の抗弁」では、第1 審被告東京電力の弁済の抗弁を認めなかった(原判決200～203頁)ことに対し、前記第6の東京電力の賠償の実態からかけ離れた誤った認定である、と主張している。

2 第1 審原告らの反論（控訴理由書の第6，9について）

- (1) 最高裁判所は、2022年3月から6月にかけて、本件に先行する原発被害に関する損害賠償請求事件7事件について、第1 審被告東京電力の「弁済の抗弁」の主張を中核とする上告受理申立に対し、いずれについても不受理決定を出し、判決は確定した。
- (2) これら最高裁判所の不受理決定は、「弁済の抗弁」について判断をしていないのではなく、検討にすら値しないものとして門前払いされたもの、否定されたものと評価すべきである。
- (3) そして、上記最高裁の不受理決定、損害賠償額の確定を受けて、東京電力は、実際に判決に基づく損害賠償金の支払いの手続を進めている。
- (4) また、上記最高裁の不受理決定を受けて、原子力賠償紛争審査会は、賠償額のガイドラインとしてきた「中間指針」について見直しの作業に着手している。その趣旨は、確定判決を受けて、賠償額や賠償費目を司法判断に沿って拡大するという方向の見直し作業である。東京電力の「弁済の抗弁」の方向とは全く逆方向である。

(5) では、なぜそのような違いが生じたのか。それは、原賠審が今回の原発事故による損害について、その広範性、甚大性、長期性、多様性において、これまでに類のない損害であるのにもかかわらず、従来の交通事故をベースとした賠償基準を用いて、入通院慰謝料や後遺障害慰謝料と平行に考える枠組みを作るという誤りを侵したためである。これまでに類例のない損害が生じているのであるから、被災地に赴いて、十分に被災者の声を聞いて、被害の実態を把握し、その推移を見ながら、基準を変えていく作業が十分にできていなかったのである。これほど広範な地域が汚染された例はない。これほど甚大な被害が生じた例もない。これほど長期にわたり、故里に戻れないまま避難を続けている例もない。それと相まって、放射性物質が横たわっていることにより、様々な多様な損害が生じているのも、日本の歴史上、初めてのことである。それにもかかわらず、第1審被告東京電力は、従来の原発事故とは関係のない損害の枠組みを持ち出して、払いすぎだと主張しているのである。

(6) 本件で求められるのは、「弁済の抗弁」を排斥した上で、控訴人らの被害実態に即した賠償金額の増額である。

第7 第7被ばく不安について実質的に30万円の慰謝料を認めた誤り

第1審被告東京電力は、「帰還困難区域であれば津島地区に限らずどこも放射線量が高かったことは同じで、中間指針等が帰還困難区域の慰謝料額を算定するにあたり織り込み済み」と主張するが、この主張は全く事実無根である。

3月12日からの4日間の高線量被ばくは、地形・風向きにより津島地区が高線量となったのであり、帰還困難区域かどうかとは全く別問題である。

そして、第1審被告らは、その高線量汚染を知らながら、第1審原告らにその事実を秘匿し、漫然と第1審原告らを健康被害に晒したことが、法的に違法な権利侵害と評価されるのである。

なお、この点については追って追加主張する予定である。

第8 第8（これまでの裁判実務における慰謝料水準に照らして、1450万円の慰謝料額は十分過ぎる額である）に対する反論

1 第1審被告東京電力の主張

第1審被告東京電力は、本件事故に関する裁判例を挙げ、既払いの賠償額が慰謝料として十分過ぎる額であると主張する。

また、本件においては、原告らが居住していた津島地区は、本件事故前から継続的かつ急速な人口減少が進んでおり（前記第2 3）、本件事故前の浪江町のアンケートでは、津島地区が住みよいと回答した者は約15%に過ぎず、これに関して住み慣れて愛着があると回答した者は約20%に過ぎなかった（前記第2 4）のに対し、本件事故後も、相当数の原告らは、津島地区から約40キロメートル圏内で従前同様に自動車により容易に交流可能な圏内に居住し、本件事故後も交流を続けつつ、新たな交友関係を築いている（前記第2 5）として、慰謝料の増額事由を否定する。

そして、第1審被告東京電力は、原告ら合計216世帯に対して総額約37億9303万円を支払済みであり、平均すると一世帯当たり約1億7311万円を超える額を既に支払済みであり、かかる既払賠償額は、「福島県の世帯の保有資産」（約2657万円）の状況に比して全体として十分なものであったといえるし、また、「全国の世帯ごとの保有資産額」（約3588万円）からすれば、原告らの世帯は、「全国的にみても高い水準の資産」を保有するに至ったといえる（前記第6 3（2））、として、個別の事情がない限り、第1審原告らに対する慰謝料が、既に支払済みの1450万円を超えることはない、と主張する。

更に第1審被告東京電力が慰謝料として支払済みの1450万円は、裁判実務におけるこれまでの慰謝料の水準をはるかに上回るとして、熊本地判平成1

3年5月11日判時1748号30頁(ハンセン病事件)、長野地判平成9年6月27日判時1621号3頁(地滑り災害)、徳島地判平成17年8月29日判時278号72頁(擁壁崩落事案)。奈良地判平成22年3月30日及び大阪高判平成23年7月13日ウエストロー掲載(ダムの実験湛水を原因とする地滑り)、さいたま地判平成29年3月1日賃金と社会保障1681号12頁(生活保護基準を下回る劣悪な環境下での長期間の生活)、等の裁判事例の比較において、本件における既払い賠償額の十分性を主張する。

2 第1審原告らの反論

- (1) まず、重要なことは、交通事故のように非常に類似する多数の事故が生じている場合、全体の公平性の観点及び迅速な賠償の実現という観点から、ある程度類型化することにそれなりの意味があり、多少実態と異なっても、そのような範囲でのみ損害が生じているとして取扱ってきたのである。例えば、配偶者の死亡の場合、その配偶者は死亡した本人に対する愛情を持っていたか、憎しみの感情しか持っていなかったのかなど、具体的な事情を詮索することなく、賠償を認めてきたのである。
- (2) しかし、本来、本件原発事故による損害は、その広範性、甚大性、長期性、多様性において類例のないものである。それぞれの損害の実態に即して具体的に損害の内容が検討され、支払われるべきものである。
- (3) また、交通事故の類型化されている場合でも、同じ損害について、迅速処理のため、自賠償の範囲内で合意され、判断される場合もあれば、赤い本に基づいて判断される場合もある。
- むしろ、訴訟になれば、弁護士費用も派生するのであり、赤い本に準拠して判断されているのが実情である。原賠審の基準は自賠償に基づくものであり、

訴訟になった場合、異なってくるのは、仮に交通事故と平行に考えるとしてもおかしいことではない。

ましてや、原発事故の上記のような特殊性を考えると、安易に他の事例と比較するのではなく、損害の実態に即した賠償を実施すべきものである。

- (4) 例えば、渋谷に住んでいる人間がいて、山手線内全体が立ち入り禁止になり、11年間以上、立ち入れなくなった場合、どのような精神的損害が生じるのかと言え、それは、実際にそうならないとなかなか想像できないものである。

東京に慣れ親しんでいる人にとっては相当に大きな衝撃であると推測される。

それでも、昔から東京に住んでいる人間でなければ、それほど大きなものではないかもしれない。

しかし、津島地区の住民の多くは、最近引っ越してきた人も中にはいるが、多くは第1審原告らを含めて、長く津島で生活をしてきた人である。この津島地区は、昔から代々住み続けている人々と戦後開拓団として移住をしてきた人々とが共に居住する地域である。第1審で詳細に立証してきたとおり、この津島地区では、人間と人間との結びつきは、非常に強く、お互いに下の名前を呼び合い、また、自然との結びつきも濃密であり、冬場を除いて、日常的に山に入り、山菜や松茸を含むキノコ類を採取し、それをお互いに近隣に配るなどして、助けあってきたのである。

- (5) しかし、第1審被告国の農業政策の失敗から、多くの人々は農業だけでは食べていくのが大変になり、兼業を余儀なくされ、若い時期には津島を離れて将来戻ることを考える人々もいる。

そのため、人口が減少するというのは、どこの村も同じであるが、決してそ

れによってふるさとを失ったわけでもなければ忘れたわけでもない、盆と正月には多くの人々が帰省して楽しく過ごしていたのである。

- (6) 第1 審被告東京電力は、本件事故前の生活について、第1 審原告らが津島で住みよいと回答した者、愛着があると回答した者が少なかったというアンケート結果を持ち出して、だから津島に住めなくてもその周辺で生活ができているからよいではないかという趣旨の主張をしている。

確かに日本に住んでいる人にアンケート調査をすれば、今の日本に対する不満や生活の不安はたくさんでてくるであろう。それでは、日本に住めなくなって、近くの韓国や台湾に住むことができれば、それで満足かと言えば、ほとんどの人は日本に帰りたいたいと言うであろう。

いざ、そこに住めなくなれば、やはり、戻りたい。だからこそそこに住んでいるのである。だからこそ、盆と正月には帰省をするのである。

ふるさとへの愛着がなければ、ケンミン SHOW などと番組が成立するはずもない。そして、何よりも重大なことは、ふるさとは失ったときにその重要性に初めて気がつくということである。

- (7) 例えば、柏崎刈羽原発で同じような事故があった場合、5～30 km 圏内の人々は、毎時20マイクロシーベルト(20 μ Sv/h)で一時避難をするという避難計画が立てられているが、20 μ Sv/hというのは、年間105ミリシーベルト(100 mSv/y)の被ばく量であり、福島の新井町に指定される基準である50ミリシーベルトの倍以上の線量である。

したがって、津島の倍の線量があるのであるから、除染しない限り、二度と戻ることはできないだろう。おそらく柏崎刈羽原発の人々は、そのことを知らないのか、あるいは、二度と戻れないということがどういうことを意味しているのか、よく理解することができないでいるのだろう。

とても柏崎刈羽が消滅してもかまわないと考えているとは思われない。

(8) 第1審原告らも、なかなか戻れない状況が続く中で、これは大変なことだと分かってきて、本件訴訟において、除染を求めるに至っているのである。実際にふるさとが荒廃していくのを見るにつけて涙があふれてくるのである。別の場所にもどれるまでの建物を取得しても少しもうれしく思えないのである。

お金は要らない、新しい家も要らないから、津島を元に戻してほしいと必死に叫んでいるのである。何もない時代のアンケート結果を持ち出して、ふるさとに愛着はないと判断するのが第1審被告東電の考えであるということを柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内の住民にしっかりと伝えていただきたい。

そうすれば、第1審被告東電が被災地住民に寄り添うと言っていることの本当の意味がはっきりと伝わるだろう。

第9 第1審被告東京電力が「3名の原告について生活の本拠が津島地区にあった」という認定が誤っているとの主張について

1 第1審被告東京電力の主張

第1審被告東京電力は、原告8—3，原告80—1及び原告196—1はいずれも生活の本拠が津島地区になかったと主張する。

2 原審の判断は正しい

この点における原審の判示は適切であり、第1審被告東京電力の主張は根拠がない。

第10 結語

以上のとおり、第1審被告東京電力の控訴理由はいずれも理由がないもので

あり，第1審被告東京電力の控訴は棄却されるべきである。

なお，本書面に記載のない第1審原告らの主張は，第1審原告らの控訴理由記載のとおりである。

以 上